

税金

主な税目について以下のとおりとします。なお、合併する平成16年度は旧市町の例によることとし、平成17年度以降に以下の取扱いを適用します。

税の種類	調整後
個人市町民税(均等割)	合併による税率の変化はありません。 ※ 地方税法の改正により平成16年度から、市・町の別に関わらず税率が3,000円に統一される見込みです。
(所得割)	合併による税率の変化はありません。
法人市町民税(均等割) (法人税割)	合併による税率の変化はありません。 資本金額等1億円超又は法人税額800万円超の法人については税率を13.7%に統一します。それ以外の法人については、合併による税率の変化はありません。
固定資産税	合併による税率の変化はありません。
都市計画税	稲沢市域・・・税率0.3%で変化はありません。 祖父江町域・・・平成18年度まで税率0.2%のままとし、平成19年度から税率を0.3%に統一します。 平和町域・・・平成17年度に税率0.1%で課税します。その後、平成18年度に税率0.2%、平成19年度から0.3%と段階的に負担を調整します。 ※ なお、新たにご負担いただく都市計画税は、原則としてその地域の都市計画事業(街路、公園、公共下水道整備など)の財源としていく予定です。
国民健康保険税	稲沢市の税率・税額を基に応益割合(均等割及び平等割による課税の割合)を45%以上とする税率・税額を算定の上適用します。 ただし、祖父江町にお住まいの方については、平成17年度から平成21年度までの5年度間に税負担の急激な変化を段階的に調整します。 なお、稲沢市、平和町にお住まいの方については、税率・税額に大きな変化はありません。

確定申告

現行のとおり、本庁(稲沢市役所)及び支所(町役場)で実施します。

税等の口座振替

当分の間、現行のとおり実施します。
ただし、引落しの適用時期については、申込みの翌月から統一します。



確定申告会場

消防・救急

消防本部及び消防署は現行の機能を維持しながら、新市の組織の一部に移行します。
消防団については、平成19年度まで、現行の3団の体制を維持し、平成20年度には1団に統合する予定です。

また、消火器・小型動力ポンプ・防災倉庫の設置に対して補助を行います。なお、祖父江町及び平和町が所有している街頭消火器等については、合併時に、各行政区へ移管し、その後の維持管理は各行政区で行っていただく予定です。

防災

排水施設や河川・水路の整備、災害用品備蓄倉庫などの防災施設の整備など、防災対策を充実させ災害に強いまちづくりを進めます。また、地震に備え、旧基準木造住宅(昭和56年5月31日以前)の耐震診断を行い、耐震改修の必要な住宅については改修費用の一部(限度額60万円/棟)を助成します。

ごみ

可燃・不燃・粗大ごみの収集に、合併による変化はありません。
資源ごみについては、月1回の行政区ごとのステーション収集のほか、日曜日に地域ステーションにおける収集を行います。
また、資源回収の奨励金を集団回収8円/kg、分別収集5円/kgに統一し、稲沢市のみが実施している分別収集の協力金は廃止します。

■生ごみ処理容器等に対する補助制度

生ごみ堆肥化容器設置補助金	
補助率	購入金額の1/3
限度額	3,000円
電動生ごみ処理機購入費補助金	
補助率	購入金額の1/3
限度額	20,000円

水道

現在、組合によって実施している水道事業については、現行の事業・計画を維持しながら、新市の事業に移行します。

下水道

現行の整備計画を合併後も着実に推進します。
公共下水道については、料金を適正な水準に統一する一方、受益者負担金は、現行の額のままとします。なお、負担金を一括で納めていただく場合には、報奨金が交付されます。
また、農業集落排水やコミプラの使用料、受益者負担金については、変化がありません。

■下水道料金表

種別	区分	排出量	1使用月につき
一般用	基本使用料	10m ³ まで	1,100円
		10m ³ を超え 20m ³ まで	110円
	超過使用料 1m ³ につき	20m ³ を超え 30m ³ まで	130円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	160円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	180円
		100m ³ を超え 500m ³ まで	210円
		500m ³ を超えるもの	250円
公衆浴場用	基本使用料	100m ³ まで	4,300円
	超過使用料 1m ³ につき	100m ³ を超えるもの	60円
一時使用	使用料 1m ³ につき		300円

※ 料金には、消費税及び地方消費税(5%)が加算されます。